

令和6年流山市教育委員会会議第1回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年1月18日(木曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時20分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 中曽根 仁史
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石川 博一
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 伊原 純子
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 大田 千絵美 |
| | | 教育総務課主事 | 石戸 寛諭 |
| | | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

8 議案等

- 議案第 1 号 流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 2 号 流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 3 号 流山市小中学校創立記念事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について
- 協議 ア 教育財産の目的外使用について(流山市立南流山中学校移転先施設(東洋学園大学旧校舎))

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

田中教育長

ただいまから、令和6年流山市教育委員会会議第1回定例会を開会します。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。つきましては、本日1月18日付けで宮田 義則委員を教育長職務代理者に指名申し上げたことを御報告いたします。

次に、令和5年流山市教育委員会会議第12回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。

これより議事に入りますが、各課等報告のうち「いじめ重大事態の経過報告について」は個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって、この案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第1号「流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(準要保護者認定基準である扶助費の基準額により算定した世帯の扶助費の合計額の係数を引き上げる旨の説明)

今回の改正案は、就学援助対象者の認定基準の変更を行うものです。認定基準のひとつに、その者の属する世帯における申請年度の前年の所得額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)のうち、「扶助額の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.1倍未満の者」とありますが、今回「1.1倍未満の者」を、近年の物価上昇に伴う経済状況に鑑み、経済的困窮者への支援と負担軽減を図るため、「1.2倍未満の者」に変更し、対象者の裾野を広げるものです。具体例で例示しますと、世帯構成が父、母、中学生、小学生の4人家族で持ち家を想定した場合、現在の基準となる世帯全員の所得は約270万円となりますが、1.2倍に変更した場合は、所得は約300万円となります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例

施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(流山市コミュニティプラザのプールの使用手続について、実務に沿うようにする旨の説明)

提案理由として、流山市コミュニティプラザのプールの使用手続について、実務に沿うようにするためである、と書いてありますが、実務面からもう少し詳細に補足説明をさせていただきたいと思います。スポーツ振興課で所管をしている流山市コミュニティプラザにある屋内プールの個人利用については、例規上「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則」に定められた使用許可申請書を用いることとなっておりますが、実際の実務としては、利用料金の納付をもってその使用を許可したものとみなして処理してきました。この方法による処理は、例規で定められておりませんでした。そのため、実際の運用に合わせて、同規則の一部を改正し、管理運営体制を整備するものです。議案書7ページをお開きください。こちらは新旧対照表となっております。具体的に改正する条項を申し上げます。使用許可の申請について定めた第2条第1項に、下線部分になりますが「ただし、コミュニティプラザのプールを使用する場合はこの限りでない。」というただし書きを付け加えます。8ページをお開きください。申請書の提出を省略し、使用の許可について定めた第3条第3項として「コミュニティプラザのプールを使用する場合は、利用料金の納付をもってその使用を許可したものとみなす。」の1項を加えることにより、許可書の提出を省略することを規定します。要は、いちいち申請書を書いてプールに入っているのか、ということではなく、料金を納めることによってそれを許可しましたと、実際に行っていることと条文を合わせるということです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、質疑等を終了します。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号「流山市小中学校創立記念事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市小中学校創立記念事業補助金交付要綱は、流山市補助金等交付規則に基づき必要な事項を定めており、同規則に規定される交付の特例である概算払について定める旨の説明)

今回の改正案は、流山市小中学校創立記念事業補助金交付要綱の第12条として「概算交付の請求」を加えるものです。同補助金は、小中学校の創立を記念して、30年を1の期間の単位とし、当該期間の経過ごとに行われる式典の開催、記念誌の発行等の創立記念事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づく補助金を交付しております。従来まで、この要綱は請求書払いで補助金を交付しておりましたが、流山市補助金等交付規則第16条第2項に基づく交付の特例である概算払いの様式を加えるため、要綱の一部を改正するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議ア「教育財産の目的外使用について(流山市立南流山中学校移転先施設(東洋学園大学旧校舎))」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市長 井崎 義治から流山市立南流山中学校移転先施設(東洋学園大学旧校舎)の2号館について、保存文書の保管のため使用したい旨の要望を受

けた旨の説明)

通常、学校施設などは、土地建物についても教育財産となっており、学校教育に支障がない範囲でこの財産を一部貸し出す、若しくは使用許可をすることができることとなっています。今回の内容としては、南流山中学校の移転先の施設である東洋学園大学旧校舎ですが、こちらも少し解説すると、今、南流山中学校の生徒が今後増えていくという予測があるため、東洋学園大学旧校舎を改修し、そちらに今年4月に移転開校する予定です。ただ、今年の4月時点ではまだ使用しないスペースがあるので、その部分について、別の者に使用を許可するというのが今回の内容となっております。使用者は流山市長井崎義治、実際に使用するのは総務課です。目的は、保存文書の保管のため使用するものです。少し具体的にお話しすると、新型コロナウイルス感染症関連の保存文書は5年間保存しなければならないのですが、段ボール箱150箱程度あるワクチン接種の受診票を5年間保管するためのスペースが庁舎内にないということから、現在改修している東洋学園大学旧校舎の中の一部使用しないスペースが議案書16ページの丸で囲われている建物で、今のところ中学校としても活用する予定がないため、その空いているスペースにダンボール箱を置かせて欲しい旨の要請があり、それを許可するものです。許可期間は、許可日の翌日から令和6年3月31日までとし、令和6年4月以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。5年間保管と言われているので、5年経ったら廃棄、もし5年間の間に学校教育として使用するというのであれば、その年は更新を認めないとはできます。約150箱を平置きにすると、1号館の1部屋がいっぱいになるくらい、ということですので、分量としてはかなりございます。これを今回認めていただきたいと考えております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

5年間保管は決まっているので、今のところ予想としては5年後までここを使用するという状況は発生しない、という判断なのですね。

学校施設課長

はい、5年後の生徒の増加推移を見ても、このスペースは活用しないので、問題ないかと思っています。

勝本委員

提案されている内容とは少し違うのですが、もともとは大学の施設で、中学校として使うには広いスペースがあるわけですが、市がかつて、この土地建物を買われるという時に、その空スペースを別の形で使ってもらおうという話が出ましたが、残念ながらそれはなくなり、今こういう状態ですよね。それで、御存じのように建物は空いた状態がずっと続くとどんどん古くなり、今度市が改修等を行おうという時には、お金がとてかかるような状況になってしまふと思われまふ。教育委員会としては、この空いているスペースをどのように活用するかということ、どこかの部署で検討されているのでしょうか。

学校施設課長

検討している部署といえば、教育財産なので教育委員会となります。まだ現在改修中なので、改修が終了して来年度4月に中学校が移転し、運用が開始されてから、当面使わない部分については今後公募等を行うなど、利活用については何かないか考えていきたいと思っています。ただ、現在南流山中学校は生徒数が約700人なのですが、大体10年後を見ても、それが倍程度になる見込みです。約1,400人の規模になったとしても受け入れられるキャパシティはあるのですが、その規模になった時に、1、2号館も使用するかどうかということは検討しなければいけないと思っています。それを踏まえて、今後の利活用というのも考えていかなければいけないと思っています。もし1、2号館を使用しなくても、1,400人の生徒を今の中学校のキャパシティで問題ないということであれば、1、2号館は切り離して、外部の利活用ということも公募などをかけて検討していかないとはいけないかと思ひます。その時期としては、まずは中学校が移転開校してからなので、来年度あたりに検討していこうと考えています。

田中教育長

補足ですが、この地図で言うと旧学生会館というのが右上にあると思うのですが、ここはもう既に埋蔵文化財を全て集めることになっています。現在、埋蔵文化財がいろいろな場所に散らばっていますので、これを機にこの学生会館に全部集め、最終的には見学等をできるようにするというこゝで、それは生涯学習部の方で準備を進めています。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長	<p>特にないようですので、質疑等を終結します。</p> <p>協議アは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、各課等報告に入ります。生涯学習課からお願いします。</p>
生涯学習課長	(令和6年成人式の開催結果について)
公民館長	(家庭教育事業講演会の開催について)
指導課長	(大谷選手寄贈のグローブについて)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。
宮本委員	<p>成人式の際に能登半島地震の義援金を募ったということで、市内各所で募金箱が置いてあったり、小学校や中学校でも生徒会、児童会で立ち上げて学校単位でも行っていると思うのですが、実際その集めたお金をどこに届けるのかということを確認にして、市民なり保護者なり子どもたちに伝えていただきたいと思います。どこに送るのかを子どもたちは知らなくて、保護者も募金活動をするのは知っているのですが、能登町なのか石川県なのか赤十字なのか、その辺が不明でしたので知りたいと思いました。</p>
田中教育長	<p>学校については、もう校長先生方から伝わっているはずなのですが、学校関係については教育委員会で全部まとめて、2月1日に市長が能登町に行きますので、その時にまとまったものを持っていってもらうという段取りはとっています。</p>
公民館長	<p>ご参考までに、公民館は社会福祉課から依頼され、募金箱を各公民館に設置しており、A4の紙に説明書きで「この募金のお金は、能登町の方に限定して持って行きます」と書いてあります。</p>

宮本委員

今の中学1年、2年生は東日本大震災の時に0歳、1歳児だったのですが、私も金沢に住んでいて、里帰りして流山で長男を2月の終わりに出産したのですが、地震が生まれた直後だったので、ミルクのための水道水がないかもしれないということで、能登町のお水にお世話になり、息子にもその話をして、能登町に届けたい、という気持ちがあったので、生徒会でそうした話もしたみたいなのですが、実際にどこに行くのか、という話をしていました。

田中教育長

姉妹都市が能登町ですので、流山市で集まったものは全部能登町に行き、学校で集めたものは、その中でも教育関係に使っていただきたいということでお話がいっていると思います。

教育総務部長

その他に、市としては1月1日から動いており、1月4日に第1弾で、災害の支援物資として水やおむつ、防寒具等を3トン分ほど送っています。1月16日に第2弾として、水や水を入れる袋などをトラック2台で送ったと聞いています。第3弾では米1トンですとか、プラスαで持っていけるものを持って行くという形で、能登町の支援をしています。職員としての応援も、既にホームページの更新等を行うため、1週間ぐらいの交代で現在行っているような状態です。その後、能登町の要請があれば、建築の職員や土木の職員、保健師等も状況に応じて応援する態勢を整えている状況です。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑等を終了します。
続きまして、非公開と決定しました案件に入ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相談対策室長

(いじめ重大事態の発生報告、経過報告について)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

その他協議する事項がありましたら、お願いいたします。

指導課長	<p>お手元の「流山市教育委員会主催等行事の今後の在り方について」という資料を御覧になりながらお聞きいただければと思います。これまで教育委員会で主催してきた行事について、令和7年度をもって廃止又は縮小することといたします。廃止する行事は、市内小学校陸上競技大会、市内小学校ミニバスケットボール大会、市内小中学校音楽発表会、中学校の市内大会、市内作品展です。縮小する行事は、市内小中学校科学作品展です。こちらについては県の展覧会がありますので審査会を実施し、例年のように生涯学習センター（流山エルズ）での作品の展示は行わないということになります。理由等については資料を御覧ください。なお、1月23日に各校の教職員への周知を行います。保護者へは1月30日に各家庭へ指導課よりスキットメールを送付するとともに、保護者向FAQを流山市ホームページに掲載し、周知を図って参ります。在校生の説明については30日以降に各学校にて行う予定です。</p>
田中教育長	<p>このことについて、何か御意見等あればお願いします。</p>
勝本委員	<p>今後の予定として、(1)から(5)は、令和6、7年度は今までどおりということで、いろいろ相談なされた結果、廃止しようということになったのだと思います。それで、令和6年はそのことを周知徹底するために、やはりいきなりではなく、時間は必要だと思うのですが、なぜ令和7年までやるのか、その根拠というか、何かそれが必要だという理由があるのかをお聞かせいただけますか。</p>
指導課長	<p>小学校の方の話になりますが、学校によって若干差はありますが小学校4年生から部活動に入部する子どもたちがおり、今現在4年生の子どもたちは「6年生になったらあの大会で頑張る」という思いを持って部活動に入部しているという実態がありますので、そのお子さんたちが最後、活躍する場が失われなような配慮として、令和7年度まで実施することにいたしました。</p>
田中教育長	<p>中学生においても、中学1年生が2年間あるとちょうど最後中学3年生まで、いろいろな形で活動できるというところから、令和7年度までとしています。</p>
山本委員	<p>少し理解するまで時間がかかるので、端的に教えていただきたいのですが、これに対してのメリットとデメリットを教えてください。</p>

指導課長

理由については資料に書かせていただいておりますが、現在、国の方も部活動の地域移行が進んでおり、あとは教職員の学校における働き方改革ということで、部活動を地域に移行していく際に、教育委員会主催の行事があることで、どうしても市で主催すると、部活動を学校でやるという選択が必須になってしまうような部分があるということも1つの理由になっています。それだけではないのですが、市の主催の行事がなくなったことで、部活動を例えば地域に移行する、若しくは学校で行う、ということを選択できるということも視野に入れていきます。ですので、先生方の働き方改革、部活動に費やしていた時間を、子どもたちの教育や、悩みを抱える子どもたちと向き合う時間に充てるということが1つメリットかと思います。デメリットとしては、スポーツや音楽活動に熱心に取り組みたい子どもたちにとっては、活躍の場を他に探すという点がデメリットではあるかと思います。

羽中田委員

中央教育審議会でも働き方改革に視点を当てて、学校行事の精選というのが緊急提言された中で、また社会の中では、会社も含めて働き方改革が進んでいるのですが、こと教育に関しては、簡単にできることではないと思っています。こちらの趣旨を読むと、教員の働き方改革のためにこうしたことをする、ということを出すことは、非常に危険なことだと思っています。子どもにとって、これからの社会で必要な力をどう育てるか、ということを考えるに当たり、こうした精選をしました、その結果として、教員の働き方改革にも繋がっています、という流れで説明していかないと、一般的に見て、教員のためにやっているのではないか、という誤解を生じると思います。ですから説明の時に、そちらを十分に考慮して、こちらの提案をしていただきたいということが1つです。

それで、市内の小学校陸上競技大会は71回を迎えるということで、歴史のある競技大会を今ここで廃止するというのは、大変な決断だと思います。今までいろいろな結果、良い結果を出してきて、流山市からそれぞれ力を持った選手が輩出されているという成果を見れば、大変価値ある内容だとは思いますが、その内容が、やはり私は以前から思っていたのですが、一部の児童生徒を対象に行っているということ、それから結果、つまり、成果がどうであるかという結果主義に、優勝しているとか、2位とか1位とか、という順位付けにやはり目がいつているということに問題点を感じておりました。これらの様々な行事を廃止することにより、子どもたちにとってデメリットもあると思います。集団活動の中で、やはりいろいろな力を養わなければいけないと思いますので、

各学校で、是非ともこれに代わる価値ある学校行事を作っていたらいいかと、廃止した意味がないと思います。子どもたちにとって必要な力は何なのかということをしっかり考えた上で、各学校で工夫して、こうした学校行事を、逆に、作っていきますよ、という働き方改革と相反するのですが、やはりそういう創造的な廃止・縮小にしていきたいということです。各学校は、この行事がなくなって楽になった、よかった、ではなく、今まで子どもたちが活躍した場を学校の中、あるいは地区ですとか、で作り出して行っていただきたい、というのが私の強い思いです。

山本委員

先ほど質問だけして終わってしまいましたが、結構私にとってはこの廃止が衝撃的で、なぜなら私もこれに参加していたので、今、急にこの資料が来て、戸惑いが強く、理解するためにまずメリットデメリットから質問させていただいたのですが。結構大きいことですよ、これは。それで、もう周知の方法について話されていましたが、これはもう決定なのですか。

指導課長

はい。

山本委員

このことについての話合いというのは、どのようにされたのでしょうか。

指導課長

資料の（２）にも書かせていただいておりますが、学校教育部で協議をして素案を作成しました。その後、こちらに書かれている代表の校長先生方とお話をして、１度校長会でも御意見を賜り、こちらに決定したというところです。

山本委員

そうなのですね。こうした内容は議案等に上がらず決定事項で、というこの差が少し分からないのですが。どういうことは議決があり、こうしたことは議決ではないのか、とても大きいことだと思うので、こういうことはもう決定ですと言われ、私たちは聞くだけの内容なのか、それとも審議するという内容との違いがちょっと分からなくて。法律上のこと等ではないので、これは審議の内容ではないという理解でよろしかったですか。

教育総務部長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会会議の議決を得なければいけない事項が決められており、その他に流山市教育委員会会議規則でも議決しなければいけない事項が決められており、そこに掲載されている内容については議案として上程しています。議決事項ではないことについては、そ

の時に考えにもよりますが、重大という考えであれば議決事項になる場合もありますが、概ね議決事項ではなく報告として上げさせてもらっているのが実情です。

山本委員 分かりました。この件に関しては、私たちは立場として、そうなのですねと思う事項なのですね。

指導課長 今伺ったお話は、もう一度検討させていただこうとは思いますが。

山本委員 とても由緒ある会が重なっていたので、ちょっとびっくりしてしまいまして、すみません。

田中教育長 山本委員がおっしゃるように、長く続いたものを切るというのは非常に勇気がいることなのですが、やはり教員の働き方改革というよりも、本当に子どもたちがいろいろなものに関わることが増えてきており、クラブチームや習い事等、外に出ていろいろなことをやっている中で、また学校の中でやるということは、まずは子どもの負担も大きいのは事実です。本当はこの期間、陸上を小学校で練習をしたいけれど習い事があるから等、もうそれは中学校だけではなく、小学校もどんどんそのようになってきている中で、まず子どもの負担を考えた時に、やはり子どもだけではなく保護者のニーズも多様化していますので、そうしたことを考えて、あとは、これだけ教育活動が変わってくる中で、教員の働き方改革というよりは負担軽減だと思います。何でもかんでも働き方改革という言葉がはびこっていますが、まずその中で言うと、教員の負担軽減をしていくに当たり、教育委員会だけではなく、いろいろな方に相談をしながら、こうした形でいきたいということです。

山本委員 先ほど羽中田委員がおっしゃったように、働き方改革のため、と言われると「えっ」と思うんですね。子どものための大会で、子どものことなので、やはり今のように教育長がお子さんを主語にして話していただけると、多分すんなり「あ、そうなんだ」と納得できます。今の状況、社会も変わってきて、これだけ母親も働いているところで、いろいろと状況も変わるよね、ということが想像がついて理解できたのですが、「働き方改革」ということが前面に出てしまうと、脳が受け付けないというか、それは分かるのですが、やはり子どもを主語にした言葉で言っていただけたら、多分納得できたのかなと思いました。

指導課長

少し言葉足らずだったのですが、今、部活動の地域移行に取り組んでおり、例えばミニバスケットボールも、地域のミニバスケットボール協会の方々にお力をお借りしています。ですので、教育委員会主催ではなくなりますが、そうした大会が引き続きできるように、教育委員会としてもバックアップしていきたいと思っておりますし、江戸川大学の教授にも、部活の地域移行について協議に参加していただいているのですが、そうした地域のミニバスケットボールのクラブを立ち上げる等の話が上がってきたりですとか、陸上についても、市内の陸上競技協会等もありますので、そうしたところと協力しながら、やりたい子どもたちが活躍できるような場は引き続き、模索しながらやっていきたいと考えています。

宮田教育長職務代理者
指導課長

ちなみに近隣の市はどのような感じですか。

直近で言いますと、柏市については、令和5年度は任意の参加で、令和6年度をもってすべて廃止と聞いています。流山市より1年早くなくなるような流れで、近隣市の動きとしても同じような動きになってきているかと思っています。

宮本委員

あくまでもこれは市の教育委員会が主催しているものを廃止するというところで、中学生だと葛北大会だったり、それが県大会、全国につながっていくのですが、それは今のところ令和8年度以降も続きますか。

田中教育長

それはもう別のもので、廃止となるのは市内の中学校の市内大会だけです。結局、現在市内大会が行われている5月、6月は、修学旅行、林間学校、また市内大会以外にいろいろな協会主催のものがあり、そうすると中学生はもう5月、6月は土日がなく、やはり教員も引率をしなくてはなりません。また、雨で1週間延期となると、修学旅行も間近なのに練習ができない等ありますので、市内大会の廃止についてはそうした理由です。

宮本委員

自分の子どももサッカー部で、本当に土日はいろいろな試合、リーグに参加していて、ありがたいのですが、先生方は大変で大丈夫かと心配もありました。ただ、集団のスポーツ、野球やサッカーなどは、チームがないと活動できず、サッカーでいうと、地域のチームとなるとクラブチームがたくさんあるのです

が、小学生は少年団で誰でも入れるというところも多いのですが、中学生の場合はセレクションに受かった子が入れるというところが多く、上手な子たちはクラブチームに行き、そこでは力及ばないため部活で頑張っている子もいるので、だんだん地域移行になっていくというのも理解しているのですが、やはり廃止になっていく部活が出てきたりするのかなと思います。今、中学1年の子の活躍の場がまだ残されているというのはありがたいので、それ以降考えているお子さんにとっても早めに保護者に知らせてもらった方がよいかなと思います。

田中教育長

市内大会はなくなりますが、中学校のサッカー部がなくなるわけではないので、その辺りは、子どもたちにはいろいろな意味で活動の場はあります。

宮本委員

地域移行でボランティアだったりすると難しかったりするのかなと思っていたものですから、はい、分かりました。

宮田教育長職務代理者

あくまでも教育委員会主催としての行事はやめるということで、大会自体をなくしてしまうわけではなく、スポーツ協会のサッカー部にやらしてもらおうかとか、ミニバス協会にやらしてもらおうか、という方向に、だんだんその主体を移行していくと考えれば、大会をなくしてしまうという極論を言っているわけではないと考えればよいかなと思います。その準備もあるので令和6年、7年は教育委員会主催でやるけれど、ゆるやかにそれを移行していき、令和8年以降は引き続きやらもらえる団体に音頭を取ってもらい、もちろん教育委員会は手を引いて何もやらないというわけではなく、あくまで主催はそちらでやらせて、仲良くやっていきましょう、という感じで思えばよろしいですね。

田中教育長

そうですね。

勝本委員

趣旨説明を読むと、教職員のために、という形が前面に出てしまうので、教育長や皆さんが言われたようなことも含めて、この趣旨の部分は少し変えて説明をしないと、多分、子どものことは何も考えてないのですね、といった話になっていきやすいと思います。私はこれをメールでいただいた時に、廃止するということに対して特に大きな違和感はありませんでした。それは以前から思っていた疑問があり、こうした大会は各学校から子どもたちが参加するわけですが、公平ではないと思っていたのは、規模の小さい小学校と規模の大きい小学校が競技するわけですね。大きい小学校は1,700人ぐらいいて、小さ

いところは300人ぐらいしかいない。その中で人選をして、子どもたちが競技に参加するわけで、私は小山小学校のそばですが、「何々大会優勝」という横断幕が出てくるわけです。西深井小学校は、ちょっと私は離れているので、あまりそばは通りませんが、多分そういう横断幕はないかもしれない。子どもたちは個人参加というか、自分たちの思いで参加していても、子どもたちのバックには学校があるので、結局学校が勝ったというように評価されてしまう。これは、私はアンフェアだとずっと思っていました。気持ちの上でそれがあったので、廃止ということが出てきた時に、それも必要かと受けとめることができたのですが、皆さんのお話を今伺っていて、それほど簡単な話ではない、ということも少し理解できました。しかし説明としてはやはり、いろいろな状況の中で子どもたちのことも考慮した結果、こういう形にします、というように趣旨説明をお変えになった方がよろしいのではないかと思います。

それからもう1つは、今回このように報告という形で出たわけですが、これが出た時に委員の方の誰かが「これは報告ではなく議案として取り扱ってほしい」と発言なされれば、教育長が委員の意見を聞いて、これは報告ではなく、議案に変えますということも可能なのですよね。それは難しい話ですか。事前に言わないと駄目ですか。

田中教育長

やはり事前にお伝えいただきたいと思います。あとは、教育行政の方も、文部科学省から教育委員会の在り方についていろいろと御指摘のある中で、この教育委員会会議や臨時会だけではなく、やはり教育委員同士が時間を取って勉強会や研修等といったことも、きちんとしていかななくては駄目ですよ、といったことも言われておりますので、場合によっては今日挙がってきたことについては、事前に時間を取っていただいて確認、勉強ということも、こういうのは逆に挙げていただいたほうがいいのかなとは思っております。

ほかに何かございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

以上で、令和6年流山市教育委員会会議第1回定例会を終了します。

(閉会 午前11時20分)